

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和3年3月12日（金曜日）  
開 会 午前11時40分  
閉 会 午前11時54分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 岡 部 享

// 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 成 田 光 雄

// 松 尾 茂

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	木 下 章 広
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
議事調査課長	野嶽 誠司
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課調査係長	本田 宏之
議事調査課主事	北山 栞

## 7 会議の概要

委員長           ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

                  まず、委員会記録の署名委員に岡部委員、押田委員を指名いたします。

                  本日の協議事項は、会派から提出された意見書（案）・決議（案）についてであります。今定例会において会派から提出されましたのは、お手元の資料のとおり意見書（案）3件であります。

                  これらにつきましては、前回の議会運営委員会でお示した意見書提出要請の2件と併せて来週18日（木曜日）の本委員会において御協議いただくこととなりますので、それまでに各会派において御検討いただきたいと思います。

                  ここで、委員外議員である村上議員より事前に発言の申出書が提出されておりますので、お諮りいたします。

                  村上議員の発言を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長           挙手全員であります。よって、村上議員の発

言は許可することに決定いたしました。

村上議員

申出書の事項に書いてありますとおり、まさに委員外議員の発言に係る申合せについてでございます。

委員外議員が発言するときには、事前の届出が必要であります。これを撤廃するように求めます。理由としては、委員会において明らかに事実と違うことを基に議事が進行し、あるいは、そのことを基に採決が行われるというようなことがありました。訂正するには、次の委員会まで待たなければいけません。これでは、正しい結果を導くことができないということがありますので、委員外議員の発言については、申出を必要としないというふうにするべきだと思います。

もう一つ、今まさにそのことを思いついたわけではありますが、本会議からこの議会運営委員会までの間に申出を出すいとまがありません。本会議で当局側あるいは議員側の発言で問題があったときに、委員外議員の発言の申出が必要だということになりますと、これを取り上げることができませんので、委員外議員の発言については、申出書を必要としないというふうにするのを望みます。

委員長            それでは、村上議員より議会運営に関する申合せ事項についてのお話が出ましたので、該当部分の申合せ事項について事務局に配付させます。

〔事務局資料配付〕

委員長            それでは、ただいまの発言について皆さんの御意見をお聞かせ願います。

高田 重信委員    今、村上議員から委員外議員の発言の申出について話がありましたが、これまでの長い歴史というか市議会議員の中で、こういうシステム、そして、申合せ事項等含めながらこれまで進めてきた経緯もあります。もしそういったことになると、委員会で一常任委員会も含めてですが一大変混乱が起きてくると思います。

なぜならば、その日の委員会の中で、傍聴議員から発言を求められるということも可能性として常にあることになるわけです。委員会の責務は、委員会の議題なり議案に対して、しっかり真摯に取り組んで一委員長に加え副委員長もおられて場を仕切っていくという形もあります。

村上議員からの発言に対しては何ら検討する

必要はなく、これまでどおりでよろしいと私は思っております。

柞山委員

今ほど村上議員から申出があった話の中で、議場からここへ移動して直ちにとという話と、正しい採決ができないというお話がありました。そもそも、委員外議員は採決権があるわけではございません。今ほど高田 重信委員が言われたとおり、議会は一どこの議会もそうですが、常任委員会、あるいは議会運営委員会において所管事務を定めているわけがあります。委員がその審査等を担当しております。そうでない議員が、委員外議員として発言を求め、採決まで思慮するという事は甚だ議会のルールを逸脱していると思えません。私はそう思います。

委員長

今ほどの村上議員の話は、事前に申出があったのです。ですから、委員の皆さんに諮ったわけです。

委員会を開いた後に、委員外議員から発言を求められても、進行上、発言を許可するわけにはなかなかいかないのです。

今回は事前に申出をいただいていますからこうやって議題としたわけであります。皆さん方はその辺をよく考えて、いろいろな発言を

していただいたものと思っております。

〔「委員長」と発言する者あり〕

委員長 委員外議員からの発言を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上議員 まず、高田 重信委員の発言についてであります。高田委員の発言は、むやみに委員外議員が発言することは当然駄目であります。委員会条例と申合せ事項のとおり、緊急かつ重要なものに限ると。これは厳に守るべきであります。

私が先ほど申し上げましたように、事実と違う話が面前で行われている場合に、違うということを経験した委員外議員が発言することは、極めて重要なことでもあります。このことは、別の機会に後に認められたわけですが、各派代表者会議で、それは違っていたと認められているわけでもあります。そういうこともありますので一判断はもちろん正式な委員がされるわけですが、目の前で事実と違うことがあった場合に「それは違いますよ」ということを進言することは、何ら問題はないと。

また、委員の方々の判断を、意見を尊重しな

いものではありません。事実をお伝えするということぐらいは聞くべきだと思いますが、皆さんの御判断を仰ぎます。

委員長            それでは、このことについては今のところ現状どおりとの意見が多いようですが……。

岡部委員            事前届出の撤廃というところについては、私は難しいと思っています。ただ、事実と異なることが決定されるという流れがあった場合に、発言を許可するというか、発言の許可を求めるといようなシステムとといいますか、そういうものも必要ではないかというふうに私はと思っています。

柞山委員            今ほど村上議員がおっしゃったことは、過去にあったと記憶していますけれども、委員会の中で情報確認をして正しい方向になってきているということであれば、それも事実だということですから、そういう場を一緊急だからといって、委員外議員からの発言がどんどん行われることについては、委員会の運営として、非常に乱れた形になりますから、やはりこれまでどおりでいいと思います。

佐藤委員            今ほど岡部委員からお話がありましたので、

もう一度確認させていただきたいのですが、現状の条文を見ますと、委員外議員の発言の申出があったときは、許否を委員会で決定するということは、もう既に書いてあります。その上で、申合せとして、そういった緊急等の際に発言を認める場合は、基本的には事前に、30分前までには発言の申出書を出していただきたいということが書いてあるわけですが、これまでの一議会運営委員会でもそれぞれの常任委員会でも、最終的には委員長判断で、申出がない場合も、基本的には委員外議員から挙手があれば、そこで諮って、私の経験上もそこで発言を願ったこともあります。この申合せ事項を厳格に読むと、申出書が提出されていないといけないということになっていますが、委員長の裁量で、これまでも発言を許してきた経緯もありますので、私としては申合せ事項の文言を変えるまでもなく、各委員会が責任を持ってしっかりと一また、委員長と副委員長の下、当然議会の代表であるメンバーですので、その中で節度を持ち、しっかりと判断をした、また委員会で決定をしたことに自信を持つことが大事だろうと思います。

そういった意味で、公明党会派といたしましては、条文等については変えなくても運用に

支障はないということで一思いは分かるのですが、共通の思いということで申し合わせたということによろしいのではないかと思います。

（「委員長」と発言する者あり）

委員長 委員外議員からの発言を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

村上議員 長い歴史という発言がありましたが、この申合せは平成元年にはありませんでした。途中から事前に申し出るという話になったわけです。

整合性が取れないのは、緊急かつ重要なものを事前に届け出ると。これがおかしな話であります。副委員長がおっしゃったように、運用でということであれば、緊急かつ重要だということを委員外議員は十分に認識していて、もしそうでなかったら緊急ではないのに言ったのだというそしりを受けるわけですから、この点を十分に考慮して運営に当たられるということが肝要かと思えます。

委員長

それでは、このことについて、現状どおりとの御意見が多いようでありますので、そのとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、私のほうから一言申し上げたいと思います。

今定例会において、質問者が選択した質問時間以上に、質問の量が多い場面が見受けられました。しかも一委員外議員の方の質問であったのですけれども一質問した後、当局の答弁を「話が長い」とか「答弁が長い」と言って遮るような行為は、絶対にするべきではないと思っております。

また、市職員は大変な思いをして勉強会をして、当局が答弁をしているわけですから、その文章を途中で一自分の意見だけを言って、気に入らないからやめてくれといったような発言が、今回著しくありましたので、議員の皆さんは自分の質問事項と質問の量を十二分に把握してやっていただきたいと思います。

〔「委員長、その件について」「許可してい

ない」「緊急かつ重要です」と発言する者あり)

委員長

今、赤星議員が、緊急かつ重要と。御自身に関することなのです。そんなことを議会運営委員会で認めるわけにはいきません。

最後の話は、私のほうから意見として申し上げました。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。次回の議会運営委員会は、3月18日（木曜日）、建設委員会終了後に行いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 3 年 3 月 定 例 会

(令和3年3月12日)

議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長      金 厚 有 豊

署名委員      岡 部      享

署名委員      押 田 大 祐